

平成27年5月29日

米原市議会議長 竹 中 健 一 様

提出者	米原市議会議員	藤 田 正 雄
賛成者	〃	清 水 隆 徳
賛成者	〃	太 田 幸 代

「平和安全法制」に関する関連法案の国会上程に反対する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

意見書第1号

「平和安全法制」に関する関連法案の国会上程に反対する意見書

安倍自公政権は、新設される国際平和支援法と自衛隊法など現行関連法の改定を一括した「平和安全法制整備法案」の2つの法を5月14日に閣議決定し、国会に上程され議論が開始されました。

この法案は、自衛隊を海外に随時派遣できるようにし、米軍など他国軍を軍事的に支援することを可能にするという昨年7月1日の集団的自衛権容認の閣議決定を具体化するものです。

この法案の大きな問題点として、第1に、従来の日本周辺事態という概念が取り外され、米軍が世界中で引き起こした戦争に自衛隊がどこまでも出かけ、これまで行けなかった「戦闘地域」まで行き、「後方支援」活動が可能となり自衛隊の海外派遣が際限なく広がります。第2に、国連PKO活動のほかに国連以外の人道支援や治安維持の活動を新たに加え、他国軍への支援を可能とする法案を恒久法としていることです。他国の戦争に巻き込まれる危険性が増すことはもとより、日本が世界各地の戦闘行為に積極的に加担することになりかねない法律といえます。第3に、重大な判断をする際の基準が不明確であり、集団的自衛権を行使する根拠として、「国民を守るために他に適当な手段がないこと」を要件にしていますが、あくまでも時の政府の裁量次第で判断されることとなります。そして第4に、歯止めとして海外での自衛隊派遣の際は、国会での例外なき事前承認の規定を盛り込んだと言われていますが、実際には新設する「国際平和支援法」に限られた定めであり、集団的自衛権の行使は緊急時には事後承認が認められているなど、万全な歯止めとは言えません。

歴代政府は「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきで、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されない」との見解を示してきました。

これは日本国憲法が、その前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」ことをうたい、第9条で戦争放棄、戦力不保持および交戦権否認を定めるなど、平和主義を基本原則としてきたからです。この平和憲法の下、日本は悲惨な戦争の教訓と痛切な反省に立ち、国際紛争が生じた際も、武力に依らず平和的に解決する立場を堅持してきました。紛争の絶えない今日であっても、先駆的な意義を有するものといえます。北東アジアの緊張など国際情勢に対しても、平和憲法の理念を貫き、粘り強い平和外交によって解決すべきものと考えます。

以上により次のことを強く求めます。

- 一、「平和安全法制整備法案」の国会上程を直ちに撤回し、日本国憲法第9条を守り、生かすこと。
- 一、昨年7月1日の集団的自衛権容認を柱とした「閣議決定」を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県米原市議会

衆議院議長  
参議院議長     あて  
内閣総理大臣

米原市議会議長